

令和2年4月

胎内市農業委員会

総会議事録

令和2年4月24日

決			裁	
会長	局長	係長	係	担当

## 胎内市 農業委員会 総会議事録

1 開催日時 令和2年4月24日（金）午後1時30分から午後2時5分

2 開催場所 胎内市庁舎 全員協議会室

3 出席委員

農業委員（14人）

会 長：	1 番：	花野 隆雄	会長代理：	2 番：	水澤 正明
委 員：	3 番：	忠 貞夫	委 員：	4 番：	榎本 太
委 員：	5 番：	森田 謙	委 員：	6 番：	田村 信秀
委 員：	7 番：	南波 雅子	委 員：	8 番：	緒形 文一
委 員：	9 番：	馬場 勝	委 員：	10 番：	西奈美 公平
委 員：	11 番：	川上 勝之	委 員：	12 番：	松村 智
委 員：	13 番：	今井 輝子	委 員：	14 番：	阿部 実

4 欠席委員（0人）

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸般の報告

第3 議事

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第3号議案 胎内市農用地利用集積計画について

第4号議案 耕作放棄地の農地・非農地の判断について

第5号議案 令和2年度事業計画(案)について

6 農業委員会事務局職員

事務局長：榎本富夫、係長：高橋知也、主任：佐藤豊

7 会議の概要

議長	<p>ただ今から、令和2年4月の胎内市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は14名であり、胎内市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議は成立いたしました。</p> <p>今日は、推進委員の方がコロナ騒ぎで出席は見合わせていただいたということでございます。農業委員の方々と進めたいと思います。</p> <p>それでは、日程第1、議事録署名委員の指名でございますが、今回は、5番森田謙委員、6番田村信秀委員のお二人をお願いいたします。</p> <p>次に日程第2、諸般の報告をいたします。</p> <p>事務局報告願います。</p>
事務局	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>皆様のお手元にお配りしましたのは、3月の総会以降の行事等の内容であります。</p> <p>3月26日、チューリップフェスティバル実行委員会が市役所3階会議室で開催され、会長が出席してございます。</p> <p>4月2日、苔実地区の農地あっせん審査会を市役所2階会議室で開催し、川上委員、小熊委員に案件を審査していただきました。</p> <p>4月15日、新潟県農業会議第49回常設審議委員会については書面議決となり、会長が諮問議案の回答をしてございます。</p> <p>4月17日、4月の事前審査会を市役所2階会議室で開催し、1班の委員の皆様には案件を審査していただきました。</p> <p>4月22日、下江端地区の農地あっせん審査会を市役所2階会議室で開催し、忠委員、小野委員に案件を審査していただきました。</p> <p>以上、簡単ではありますが、諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>以上で諸般の報告を終わります。</p> <p>次に日程第3、議事に入ります。</p> <p>第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第1号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書1ページをお願いします。</p> <p>第1号議案は、譲渡人からの要望による賃借が1件、売買が2件、交換が1件の計4件であります。</p> <p>1番の案件は、譲渡人からの要望により、八幡地内の田について令和6年3月までの賃借権を新規に設定するもので、申請面積は959㎡、10a当たりの賃貸料は30,000円であります。</p> <p>2番の案件は、譲渡人からの要望により、柴橋・草野地内の田について売り渡しするもので、申請面積は13,880㎡、売買価格は総額〇〇円、10a当たり約〇〇円あります。</p> <p>3番の案件は、譲渡人からの要望により、坂井地内の田について売り渡しするもので、申請面積は1,702㎡、売買価格は総額〇〇円、10a当たり〇〇円あります。</p> <p>4番の案件は、譲渡人の北成田地内の田と、譲受人の新発田市中俵地内の田について</p>

	<p>て交換するもので、新発田市中俵地内の田については譲渡人と譲受人が入れ替わり、新発田市農業委員会に申請し交換を成立させるもので、申請面積は 4,083 m<sup>2</sup>、交換先の面積は 4,040 m<sup>2</sup>であります。</p> <p>第 1 号議案は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 1 号議案の事前審査結果について、4 番榎本太事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
4 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>去る 4 月 17 日、市役所 2 階農業委員会会議室におきまして、1 班の委員 5 名及び事務局 2 名で、事前審査会を開催いたしました。</p> <p>第 1 号議案は、譲渡人からの要望による賃借が 1 件、売買が 2 件、交換が 1 件の計 4 件であります。</p> <p>ただいまの詳細につきましては、事務局説明のとおりでありまして、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今、第 1 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p>
11 番	<p>2 番の案件ですが、10a 辺りもう一度お願いします。</p>
事務局	<p>10a 当たり約〇〇円です。</p>
11 番	<p>それは田んぼとして作るのか。</p>
事務局	<p>はい、田んぼです。この方の場合譲渡人が法人でありまして、過去にこの額で個人から買った額という形になっております。</p> <p>法人の代表者と個人が同じ名前で、法人を解除するためであります。</p>
11 番	<p>法人をやめるんか。</p>
事務局	<p>はい、同じ名前で良いようなものですが、法人をやめる時になればこのような手続きも必要になるとのこと。</p> <p>高いような値段ですが、ほ場整備後の価格が約〇〇円で、そこから見れば妥当な価格です。</p>
11 番	<p>昔の時に買った値段が、そっくりそのままなんかな。</p>
事務局	<p>当時のほ場整備の余剰地とかの購入価格は大体〇〇円程度であったようです。その</p>

	ぐらゐの額かなと。
11 番	分かりました。
議長	<p>よろしゅうございますか。そのほか質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 1 号議案について、事前審査委員長報告のとおり許可することに、賛成の委員は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員・挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第 1 号議案は、許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 2 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 2 号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書 2 ページをお願いします。</p> <p>第 2 号議案は、車庫・物置建築のための転用が 1 件、アパート建築のための転用が 1 件、作業場建築のための転用が 1 件、住宅建築のための転用が 1 件、仮設現場事務所及び休憩所のための一時転用が 1 件、山砂採取及び運搬路のための一時転用が 1 件の計 6 件であります。</p> <p>1 番の案件は、桃崎浜地内の休耕畑において、土地所有者である申請者の親より使用貸借を行い、車庫・農作業用物置を建築するための転用で、申請面積は 120 m<sup>2</sup>、建築面積は 64.59 m<sup>2</sup>であります。</p> <p>2 番の案件は、都市計画用途地域である本郷町地内の休耕畑において、アパートを建築するための転用であり、申請面積は 872 m<sup>2</sup>、建築面積は 281.87 m<sup>2</sup>で、土地売買価格は〇〇円、坪当たり約〇〇円であります。</p> <p>3 番の案件は、高畑地内の畑において作業場建築のための転用で、申請者は自身の建築業の事業拡大により作業場を拡張しましたが、今回、許可を受けずに隣地の兄所有の畑に建築していたことが判明したため、転用許可に至ったものであります。今後はこのような違反等が無いよう、事前に相談・確認するなど再発防止に努める旨の顛末書が添付されていることを申し添えます。申請面積は 202 m<sup>2</sup>、申請地内の建築面積は 82.26 m<sup>2</sup>であります。</p> <p>4 番の案件は、羽黒地内の休耕田において住宅建築のための転用で、申請者の祖父が昭和 57 年に住宅を建築しましたが、今回相続に際し、許可を受けず田に建物の一部を建築していたことが判明したため、転用許可に至ったものであります。今後はこのような違反等が無いよう、事前に相談・確認するなど再発防止に努める旨の始末書が添付されていることを申し添えます。申請面積は 252 m<sup>2</sup>、建築面積は 200 m<sup>2</sup>であります。</p>

	<p>5 番の案件は、令和元年 11 月に 5 条の許可を行った中倉地内の仮設現場事務所及び休憩所の一時転用で、ほ場整備苔実地区のファームポンド工事が 2 次工事に移行するため、再度、設置期間を令和 3 年 5 月 31 日までとするため、事業計画を変更するもので、申請面積は 625 m<sup>2</sup>であります。</p> <p>議案書 3 ページをお願いします。</p> <p>6 番の案件は、築地地内の畑から山砂採取及び運搬路のための一時転用で、所要面積は 16,494 m<sup>2</sup>、採取期間は許可の日から 1 年間とするものであります。</p> <p>第 2 号議案は、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可要件を満たしております。</p> <p>5 ページ及び 6 ページに案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 2 号議案の事前審査結果について、4 番榎本太事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
4 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 2 号議案は、車庫・物置建築のための転用が 1 件、アパート建築のための転用が 1 件、作業場建築のための転用が 1 件、住宅建築のための転用が 1 件、仮設現場事務所及び休憩所のための一時転用が 1 件、山砂採取及び運搬路のための一時転用が 1 件の計 6 件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、3 番と 4 番の案件については再発防止に努めるという顛末書及び始末書も提出されていることから、事前審査会ではやむを得ないものと判断いたしました。また、現地を確認しましたが事前着工もなく、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今、第 2 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 3 号議案の 1 番から 5 番については、県農業会議に諮問せずに許可し、6 番は県農業会議に諮問し、答申が許可相当の場合は許可することに賛成の委員は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員・挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第 2 号議案は、許可することに決定いたしました。</p>

事務局	<p>次に、第3号議案「胎内市農用地利用集積計画について」を議題といたします。 この第3号議案は、所有権移転と利用権設定がありますので、初めに所有権移転について審議いたします。 事務局説明願います。</p> <p>第3号議案の所有権移転について、ご説明いたします。 議案書7ページをお願いします。 第3号議案の所有権移転は、売買が2件であります。 1番の案件は、苔実地内の田について、既に譲受人に利用権設定しており、ほ場整備事業を機に売り渡しを希望されたものであります。 譲受人は、経営状況等も問題がない認定農業者で、経営の拡大につながるものと期待できます。 売買価格は、総額〇〇円、10a当たり約〇〇円であります。 2番の案件は、苔実地内の田について、現在の耕作者が高齢になり、ほ場整備事業を機に売り渡しを希望されたものであります。 譲受人は、経営状況等も問題がない認定農業者で、経営の拡大につながるものと期待できます。 売買価格は、総額〇〇円、10a当たり約〇〇円であります。 第3号議案の所有権移転は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第3号議案の所有権移転のあっせん審査結果について、11番川上勝之あっせん審査委員長から報告をお願いします。</p>
11番	<p>第3号議案の所有権移転についてご報告いたします。 去る4月2日に農業委員会会議室において、あっせん委員と売り手、買い手、事務局にて、あっせん審査会を開催しました。 1番は、現在買い手に利用権設定をしており、ほ場整備事業を機に農地を売りたいと申し出がありました。 2番は、現在の耕作者が高齢になってきたこと及び、ほ場整備事業を機に農地を売りたいと申し出がありました。 買い手は認定農業者であり、耕作面積及び経営状況等も問題無く、あっせん譲受け台帳にも登録されております。 売買価格は、売り手・買い手それぞれ合意の価格であり、あっせん審査会では問題なく承認相当と判断いたしましたので、本総会での審議をお願いいたします。 以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>続きまして、第3号議案の所有権移転の事前審査結果について、4番榎本太事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
4番	<p>それでは、ご報告いたします。</p>

	<p>第3号議案の所有権移転につきましては、ただいま報告ありましたとおり、あっせん審査会が開催されておりますし、内容も特に問題なく、事前審査会では承認相当であると判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今、第3号議案の所有権移転について、事務局及びあっせん審査委員長並びに事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p>(質疑・なしの声)</p>
事務局	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第3号議案の所有権移転について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第3号議案の所有権移転は、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第3号議案の利用権設定を審議いたします。</p> <p>第3号議案の利用権設定は、本総会出席委員に関係する案件がありますので、分けて審議いたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第3号議案の利用権設定について、ご説明いたします。</p> <p>議案書7ページをお願いします。</p> <p>第3号議案の利用権設定の1番から13番は、労力不足等により中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが6件、使用賃借権を新規に設定するものが1件、賃借権を再設定するものが6件の、計13件であります。</p> <p>1番から2番は、中間管理事業により16年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は、15,000円から23,000円であります。</p> <p>議案書8ページをお願いします。</p> <p>3番から6番は、中間管理事業により6年間から16年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は、5,000円から17,000円であります。</p> <p>7番は、新規就農により5年間の使用賃借権を新規に設定するものであります。</p> <p>8番は、労力不足により農業者に5年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料は、23,000円であります。</p> <p>議案書9ページをお願いします。</p> <p>9番から13番は、労力不足により認定農業者に3年間から10年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料は、コシヒカリ67kgから120kgであります。</p> <p>第3号議案の利用権設定の1番から13番は、いずれの案件も農業経営基盤強化促</p>



	<p>進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第3号議案の利用権設定の1番から13番の事前審査結果について、4番榎本太事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
4番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第3号議案の利用権設定の1番から13番は、労力不足等により中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが6件、使用貸借権を新規に設定するものが1件、賃借権を再設定するものが6件の、計13件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会ではいずれの案件も承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今、第3号議案の利用権設定の1番から13番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第3号議案の利用権設定の1番から13番について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第3号議案の利用権設定の1番から13番は、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第3号議案の利用権設定の14番について審議いたします。</p> <p>なお、〇〇番〇〇委員は、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件終了までの間、退室をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員・退室)</p>
議長	<p>それでは、事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第3号議案の利用権設定の14番をご説明いたします。</p> <p>この案件は、労力不足により認定農業者に6年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は、15,000円であります。</p> <p>第3号議案の利用権設定の14番は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満た</p>

	<p>しているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第3号議案の利用権設定の14番の事前審査結果について、4番榎本太事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
4番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第3号議案の利用権設定の14番は、労力不足により賃借権を新規に設定するものであります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今、第3号議案の利用権設定の14番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第3号議案の利用権設定の14番について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>それでは、ここで〇〇委員に入室していただきます。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員・入室)</p>
議長	<p>第3号議案の利用権設定の14番については、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第3号議案の利用権設定の15番と16番について審議いたします。</p> <p>なお、〇〇番〇〇委員は、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件終了までの間、退室をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員・退室)</p>
議長	<p>それでは、事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第3号議案の利用権設定の15番と16番をご説明いたします。</p> <p>議案書10ページをお願いします。</p>

	<p>この案件は、労力不足により認定農業者に6年間から10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は、20,000円と14,000円であります。</p> <p>第3号議案の利用権設定の15番と16番は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第3号議案の利用権設定の15番と16番の事前審査結果について、4番榎本太事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
4番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第3号議案の利用権設定の15番と16番は、労力不足により賃借権を新規に設定するものであります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりでありまして、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今、第3号議案の利用権設定の15番と16番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第3号議案の利用権設定の15番と16番について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>それでは、ここで〇〇委員に入室していただきます。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員・入室)</p>
議長	<p>第3号議案の利用権設定の15番と16番については、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第4号議案「耕作放棄地の農地・非農地の判断について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第4号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書11ページをお願いします。第4号議案は2件であります。</p>

	<p>1 番の案件は、農地パトロールにより耕作放棄地の B 分類と判定された、山王地内の農地 3 筆、54 m<sup>2</sup>です。現況は原野化しており農地への復元は困難であると考えられ、農地法の対象となる農地ではないものと思われます。</p> <p>2 番の案件は、農地パトロールにより耕作放棄地の B 分類と判定された、須巻地内の農地 1 筆、377 m<sup>2</sup>です。現況は原野化しており農地への復元は困難であると考えられ、農地法の対象となる農地ではないものと思われます。</p> <p>第 4 号議案につきましては、いずれの案件も農地に該当しない「非農地」として判断し、ご提案いたしました。</p> <p>11 ページ下段に案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 4 号議案の事前審査結果について、4 番榎本太事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
4 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 4 号議案の「耕作放棄地の農地・非農地の判断について」は 2 件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、当案件はいずれも原野化し、農地に復元することが著しく困難と認められることから、事前審査会では「非農地」とであると判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今、第 4 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 4 号議案について、事前審査委員長報告のとおり「非農地」として判断することに、賛成の委員は、挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第 4 号議案は「非農地」と判断することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 5 号議案「令和 2 年度事業計画(案)について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 5 号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書 12 ページをお願いします。</p> <p>第 5 号議案は、令和 2 年度における農業委員会の事業計画を定めるもので、農業委員会のホームページで公表されるものです。</p>

	<p>事業計画の内容につきましては、これまでの事業を概ね承継しておりますが、今年度も農地利用の最適化の役割や人・農地プランの実質化が重要であることから、農業委員と農地利用最適化推進委員が一丸となって活動を展開することなどを掲げさせていただきます。</p> <p>実施の時期につきましても、例年通りとなっております。</p> <p>また、皆様の活動状況・活動結果に伴い、農地利用最適化交付金が報酬の上乗せ分として、支給されておりますので、2の事業計画(7)その他で活動記録簿について記載しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第5号議案について、事務局から説明がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p>
2番	<p>人・農地プランについて、農林水産課で意向調査をして、まとまって順次集落説明会に入る予定だったことを聞いていたのですが、やはりコロナがある段階で終息宣言するまでは、希望があっても説明には入れないという認識で良いでしょうか。</p>
事務局	<p>原則はそういう形に、県・国からもこういう状況ですので、再開した時にはスムーズに行くように、準備だけはしっかりと話を来ておまして、ただ事業の関係で急ぎたいという所がありましたら、しっかりと対策をして説明会に入ることになると思います。</p>
2番	<p>わかりました。</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第5号議案について、事務局案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手願います。</p>
議長	<p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p> <p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第5号議案は承認することに決定いたしました。</p> <p>これで、本日の全ての日程を終了いたしました。</p> <p>これを持ちまして、令和2年4月の胎内市農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名します。

令和2年 4月24日

議 長

---

5 番

---

6 番

---